

川口市小規模保育事業所等認可等基準要綱

令和3年3月31日子ども部長決裁
令和6年3月5日一部改正

目次

- 第1章 総則（第1条―第7条）
 - 第2章 設備及び運営（第8条―第19条）
 - 第3章 審査基準（第20条―第22条）
 - 第4章 不動産の貸与を受けて小規模保育事業所等を運営する場合（第23条）
 - 第5章 事前協議及び設置認可等（第24条―第27条）
 - 第6章 その他（第28条―第30条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、小規模保育事業及び事業所内保育事業について、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第72号。以下「条例」という。）その他法令に定めるもののほか、遵守すべき基準その他必要な事項を定めることにより、認可及び認可内容の変更等の適正化及び円滑化を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 法第39条第1項に規定する施設であつて、法第35条第4項に規定する認可を受けたもの若しくは受けようとするもの又は法第56条の8第3項の規定により設置するもの若しくは設置しようとするものをいう。
- (2) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第22条に規定する施設であつて、同法第4条第1項の認可を受けたものをいう。
- (3) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する施設をいう。
- (4) 家庭的保育事業 法第6条の3第9項に規定する事業であつて、第34

- 条の15第2項の認可を受けたものを又は受けようとするものをいう。
- (5) 小規模保育事業 法第6条の3第10項に規定する事業であつて、第34条の15第2項の認可を受けたものを又は受けようとするものをいう。
 - (6) 事業所内保育事業 法第6条の3第12項に規定する事業であつて、第34条の15第2項の認可を受けたものを又は受けようとするものをいう。
 - (7) 小規模保育事業所等 前2号に掲げる事業を行う事業所をいう。
 - (8) 家庭的保育事業等 第4号から第6号までにかかる事業をいう。
 - (9) 家庭的保育事業所等 前号に掲げる事業を行う事業所をいう。
 - (10) 認可外保育施設 法第59条の2第1項に規定する施設をいう。
 - (11) 保育士 法第18条の4に規定する者をいう。
 - (12) 保育士等 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育者、条例第23条第3項に規定する家庭的保育補助者、保育士、条例第31条第1項に規定する保育従事者をいう。
 - (13) 企業主導型保育事業所 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「子子法」という。）第59条の2第1項の規定による助成を受けている施設のうち、認可外保育施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）であつて法第6条の3第12項に規定する事業を行うものをいう。

（認可の基本方針）

第3条 認可にあつては、「川口市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、人口、就学前児童数、待機児童数その他多様な保育ニーズに対する需要及び将来の動向などを踏まえ、その必要性を審査するものとする。

（設置主体）

第4条 設置主体は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、個人その他多様な主体とする。なお、その設置主体は設置経営に必要な十分な経済的基礎及び知識を有していなければならない。

- 2 設置主体は、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等、認可外保育施設（「認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日雇児発第177号）」別添「認可外保育施設指導監督基準」を満たす施設に限る。）及び企業主導型保育事業所（設置及び運営の両方を行う法人に限る。）を適切に2年以上運営している者若しくは市長が同等以上の能力を有すると認める者（新設法人においては、設立の基礎となる法人等の事業を新設法人のものとみなす。）であること。また、現に運営している者については、自治体等による指導監査の指摘に対して適正に対応しているなどの優良な運営実績があること。
- 3 設置主体は、保育所の運営が社会福祉事業であることを十分に理解し、地

域社会に貢献するように努め、入所している児童の利益を最優先すること。

4 市税等に滞納がないこと。

(名称)

第5条 名称については、公序良俗に反しないものであり、市内の保育所（公立保育所を含む。）、幼稚園（公立幼稚園を含む。）、認定こども園、家庭的保育事業等、認可外保育施設及びそれらの運営法人に同一又は紛らわしいものがないこと。

(開所時間)

第6条 開所時間は1日につき連続した11時間以上とし、地域の実情に合わせて設定すること。

(休所日)

第7条 休所日は、日曜、1月2日から3日まで、12月29日から31日まで及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日とし、それ以外の日を休所日とすることはできない。ただし、休日保育を行う場合においては市長と協議することにより休所日に開所することができる。なお、行事等により臨時に開所する場合は、協議は不要とする。

第2章 設備及び運営

(立地条件等)

第8条 小規模保育事業所等を設置することについて、設置主体が周辺環境、交通事情等を事前に調査し、周辺住民への説明、調整及び配慮がなされ、かつ理解が得られていることを基本とする。

2 前項の説明、調整及び配慮については、協議前、工事着工前など必要に応じて行い、その都度、市長に書面にて報告を行うこと。また、説明、調整及び配慮については設置主体が責任をもって行うこととする。

3 乳児・幼児の良好な保育環境の確保ができること。

4 駐車場及び駐輪場を敷地内、隣接地又は近隣に確保し、路上駐車・駐輪がないようにすること。ただし、駅前等の小規模保育事業所等において駐車場及び駐輪場の設置が著しく困難な場所においてはこの限りではないが、周辺住民とトラブルになることが無いように配慮すること。

5 周辺に既存の保育所、認定こども園、幼稚園、学校等がある場合においては、あらかじめ周辺施設に設置について説明を行うとともに、送迎や騒音等で近隣住民等に与える影響が大きいことから各施設とあらかじめ協議しておくこと。なお、その調整等は設置主体が責任をもって行うこと。

6 開発行為が伴う場合においては、関係部署と十分に協議を行い許可の見込があること。また、その期間には建築期間を含め余裕のある工期を見込んで

いること。

- 7 建築審査、消防関係部局等と事前に協議を行い、着工後に図面に修正が生じないようにすること。
- 8 第1項、第2項及び第4項から前項までの項目については設置主体が責任をもって説明等を行うこと。
- 9 前項までの内容に虚偽の報告等があった場合には、認可しないものとする。
(定員及び受入児童数)

第9条 小規模保育事業所等の歳児ごとの定員構成は、直前の歳児の人数を下回ることがないこと。

- 2 定員を減少するときは、原則として過去2年間における利用状況を考慮して定員を定めるものとする。

(建物)

第10条 小規模保育事業所等の建物は、地方交付税法の一部を改正する法律(昭和56年法律第58号)による改正後の建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づき建築された建物であり、同法に基づく検査済証又はそれに代わる証明書が発行されていることが確認できること。ただし、次の要件をすべて満たす場合で、川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会施設認可部会の意見等を踏まえ、認可を行うことが相当と市長が認める場合はこの限りではない。

- (1) 建築基準法に基づく確認済証を発行されていることが確認できること。
- (2) 「「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」について(平成26年国住指第1137号)」の別添「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」に基づく法適合状況調査を実施し、その結果を市に提出すること。
- (3) (2)の調査の結果、不適合事項があるとされた場合には、当該事項を是正すること。

(設備基準)

第11条 小規模保育事業所等の設備は、条例、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(平成26年雇児発0905第2号)」、建築基準法、消防法(昭和23年法律第186号)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)その他法令に適合するとともに、採光及び換気等の保健衛生並びに災害、防犯等の安全に配慮したものであり、次の各号に掲げる要件を満たすこと。また、埼玉県福祉のまちづくり条例(平成7年埼玉県条例第11号)に適合す

るように努めること。

(1) 条例に規定する乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）の面積については、内法面積からロッカー、手洗い等保育に利用できない面積を除外した有効面積とする。なお、移動可能であるものについても保育室等内にある場合においては有効面積から除外するものとする（机、椅子、玩具など日常的に使用し、容易に移動できるものについてはこの限りではない。）

(2) 条例第43条第1号に規定する医務室については、医薬品等を常備し静養できる機能を有すること。

なお、カーテン等で区画できる場合においては保育室と区分されている事務室等と兼用することができるが、他の児童と接触することがないように十分配慮すること。

(3) 保育室等には、避難用出入口が乳児・幼児の避難に有効な位置に2か所2方向に設置されており、避難経路については重複する経路を最小限とすること。また、他の保育室等、事務室又は調理室等の設備を通路とする経路でないこと。

(4) 保育室等は1階に設置することを原則とするが、2階以上に設置する場合においては、条例に規定する要件を満たすほか、乳児・幼児が通行、出入りできる場所については、転落を防止するための金網、柵などを設け、窓の開閉については乳児・幼児が行えないような設備とすること。

また、階段の上下には乳児・幼児が1人で昇降しないように乳児・幼児が容易に開閉できない柵を設けるなど転落防止に十分配慮すること。

(5) 保育室等ほか乳児・幼児が使用する場所は、適切な保育環境や避難経路確保のため地上階に置くものとする。

(6) 保育室等及びその他設備の間は屋外を通ることがないようにすること（建物が増築を行った場合等により棟が分かれている場合には、渡り廊下等を設けること）。

(7) 感染症予防のため、便所の手洗い設備と乳児・幼児の手洗い設備は別に設けることまた、便所の壁は天井までの壁等で仕切ることとすること。

(8) 園舎内のガラスには飛散防止のための対策を取るように努めること。

(9) 職員のための休憩室等を設けるように努めること。

(10) 施設を新築、改修、増改築、改築、大規模修繕等を行った場合にはシックハウス対策としてVOC（揮発性有機化合物）の測定を行い、国の示す指針値内であること（測定場所は少なくとも各階の保育室、事務室及び調理室とし、結果を使用前に川口市に提出すること。）。

(11) 体重を記録するために使用する体重計については、計量法（昭和26年

法律第207号)第16条に規定する検定証印または基準適合証印が付されている特定計量器を使用し、同法に規定する定期検査を受検すること。

(屋外遊戯場に関する要件)

第12条 小規模保育事業所等の屋外遊戯場については、幼児の発達に多大な影響があることから、条例に規定する面積以上を敷地内に設けること。また、敷地形状については平坦地であり、自由な遊びを阻害しないような広さ及び幅等を確保すること。なお、面積の算出においては次の各号に掲げる場所については必要面積に参入することができない。

(1) 原則として屋根、バルコニーの下など屋外遊戯場の上に遮るものがある場所

所

(2) 通路、狭小地、幼児がまとまって活動できない細長い場所など集団保育に適さない場所

2 屋外遊戯場については、1か所で確保すること。

3 第1項の規定に関わらず、次の各号の方法により屋外遊戯場を確保することができる。

(1) 耐火建築物においては、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて（平成26年9月5日雇児発0905第5号）」第2の5に準じて建物の屋上を屋外遊戯場として利用することができる。ただし、同通知の要件を満たすとともに、近隣住民に十分配慮したうえで、設置について周辺住民にあらかじめ説明を行い理解を得ていること。

(2) 前号の方法によっても屋外遊戯場を確保することができない場合には近隣の公園等を代替園庭とすることができるが、次の要件をすべて満たすこと。

ア 保育に必要な十分な面積を有すること。

イ 保育施設から徒歩圏内の公園・寺社境内など、日常的に使用可能な空間が存在し、かつ、移動の安全が確保されていること。

ウ 公園等の所有権等を有する者が国、地方公共団体又は公共的団体の他、保育施設による安定的かつ継続的な使用が確保されていること。

エ あらかじめ、書面により敷地内に設けることができない理由を付して市長と協議し承認を得ること。

オ トイレ及び水のみ場を備えた場所が望ましいが、備えていない場合においてはその運用について十分に考慮すること。

4 前項第2号の場合においても敷地内又は近隣に、日よけ及び目隠しすることができるプール遊びを行う場所を確保するように努めること。

(運営方法)

- 第13条 設置主体、小規模保育事業所等及びその職員（以下「設置主体等」という。）においては、児童福祉法その他法令等をよく理解したうえで適切に運営を行わなければならない。
- 2 小規模保育事業所等の運営においては、条例第25条に規定する「保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）」に準じて運営を行うこと。また、法令以外にも多くの通知が発出されていることから、常に設置主体等の責任により入手、確認し十分理解したうえで運営を行うこと。
 - 3 設置主体は、その管理下における災害及び事故に備えるため、災害保険等に参加すること。また、過失等による賠償に備え、別途賠償責任保険等の加入に努めること。
 - 4 設置主体等は、入所している乳児・幼児及び入所しようとしている乳児・幼児並びにその保護者について差別的な取扱いをしてはならない。

(職員)

- 第14条 条例第23条、第29条（準用する場合を含む）、第44条、第47条に規定する職員のうち常勤職員とは、保育所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者又は当該者以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者をいう。
- 2 施設には前項に規定する職員のほか、児童福祉事業等に2年以上従事した者又はそれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設の管理運営の業務に従事し、給与等の支出がある常勤かつ専任の施設長を置くものとする（設置主体が個人である場合、その設置者でもよい。）。なお、新たに認可を受ける施設においては、特段の事情がない限り、当初2年間は施設長を変更しないものとする。
 - 3 保育士等は常勤職員をもって確保することが原則であり望ましいが、小規模保育事業所等の円滑な運営を阻害せず保育時間や乳児・幼児数の変化に柔軟に対応すること等により乳児・幼児の処遇水準の確保が図られ、「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて（令和3年3月19日子発0319第1号）」の内容を満たしている場合においては短時間勤務職員を充てることことができる。しかし、この場合においても、各組、各グループに常勤職員を1以上配置すること。なお、乳児を含む各組、各グループであって最低基準に係る保育士等の数が2以上の場合は常勤職員を2以上配置すること。
 - 4 小規模保育事業所等には調理員を置くものとする。
 - 5 前項の規定に関わらず、条例第23条、第29条（準用する場合を含

む。)、第44条、第47条に基づき調理業務のすべてを委託する施設又は搬入施設から食事を搬入する場合においては、調理員を置かないことができる。ただし、調理業務のすべてを委託する施設においては、「保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日児発第86号)」を満たすこと。

- 6 「保育所における嘱託歯科医の設置について(昭和58年4月21日児発第284号)」をふまえ、嘱託歯科医を配置すること。

(保育士等の配置)

第15条 認可及び運営時の保育士等の数は、壁等で仕切られた保育室一ごとに児童数を別表に掲げる保育士等の数で割り小数点以下を切り上げたものに1を加えた数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所においては、1を加える必要はない。なお、年齢を異にする児童がいるグループにおいては年齢ごとに算出された保育士等の数を合計し切り上げること。

- 2 前項に関わらず、職員の数厚生労働省等が発出する特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項に係る通知により示されている職員数を満たすこと。

- 3 保育士等が他の職種等の業務を行っている時間は保育士等とはみなすことはできない。

- 4 「保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置の考え方について(令和2年2月14日子保発0214第1号)」の趣旨に鑑み、小規模保育事業所等において、当該施設の開所時間中に利用乳幼児のいない時間帯が生じた場合にあっては、第1項の規定にかかわらず、保育士等を配置しないことができる。ただし、次の各号に掲げる要件を満たす場合に限る。

(1) 突発的な事由により、市又は保護者から施設に対して至急連絡を取る必要が生じることに備え、例えば電話転送サービス等の活用や外部からの連絡に対応するための職員の配置などにより、少なくとも開所時間内においては、随時円滑に施設管理者への連絡を取れる体制を確保すること。

(2) 各保護者の希望に基づく小規模保育事業所等の利用が阻害されないよう、十分に配慮すること。特に、保育士等の配置を不要とすることを目的に、保護者に対して、土曜日など預かる子どもが少ない日に登園させないよう依頼等を行うことがないこと。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第16条 条例附則第7項から第10項までの規定による特例(以下「保育士の配置特例」という。)の適用を開始し又は内容を変更するときは、別に定

- めるところにより、あらかじめ特例実施申請書を提出し、市の承認を受けなければならない。
- 2 保育士の配置特例の適用を終了するときは、別に定めるところにより、特例実施終了届出書を提出しなければならない。
 - 3 条例附則第7項及び第9項に定める「市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」とは、次の各号に定める者とする。
 - (1) 保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、企業主導型保育事業所、地方単独施策による認可外保育施設において常勤職員として1年以上（非常勤職員の場合は通算1,440時間以上）乳幼児の直接処遇を担当した経験を有する者
 - (2) 法第6条の3第9項に定める家庭的保育者
 - (3) 子育て支援員研修事業実施要綱（平成27年5月21日雇児発0521第18号）別紙に基づく子育て支援員研修（専門研修（地域保育コースのうち選択科目を地域型保育とする研修））を修了した者
 - 4 前項第1号又は条例附則第8項の適用を受けて配置される職員は、適用を受けて勤務を開始した日から概ね1年以内に子育て支援員研修（専門研修（地域保育コースのうち選択科目を地域型保育とする研修））を修了しなければならない。
 - 5 多様な保育研修事業実施要綱（平成27年5月21日雇児発0521第19号）別紙4に定める家庭的保育者等研修の基礎研修又はこれに準じて行われた研修を修了した者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、第3項第3号に定める者とみなす。
 - (1) 子育て支援員研修（基本研修）を修了した者
 - (2) 社会福祉士
 - (3) 国家資格（幼稚園教諭、看護師等）を有し、かつ日々子どもと関わる業務に携わるなど、実務経験により、基本研修で学ぶべき知識等が習得されていると市長が認める者
 - 6 条例附則第8項を適用する場合、原則として、小学校教諭が行う保育は5歳児、幼稚園教諭が行う保育は3歳以上児を対象としなければならない。
 - 7 保育士の配置特例を適用する場合、以下の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（令和5年6月7日こ成保39・5文科初第591号）」第4の2に定める賃金改善要件及び3に定めるキャリアパス要件を満たすこと。
 - (2) 条例附則第8項又は第9項の適用を受ける職員に対して保育士資格の取得を促すこと。
 - (3) 小規模保育事業所等における保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培

うものであり、専門的知識と技術を有する保育士が行うことが原則であるということに鑑み、保育士が専門的業務に専念することができるよう、保育に直接的影響を及ぼさない事務的作業等は保育士以外の者が行うなど、業務負担の見直しを行うこと。

(4) 保育士の配置特例の適用を受ける職員（以下「特例適用者」という。）を指導監督する責任者を選任するほか、職員間の連携が適切に確保されるよう、引き継ぎの徹底や職員ミーティングの開催など必要な対応を取ること。

(5) 可能な限り、保育士1名に対して1名を超えた特例適用者を配置すること。

(6) 保育士の処遇改善に配慮すること。

8 条例附則第8項又は第9項を適用する場合、条例第29条第3項又は条例第44条第3項により保育士とみなされた保健師、看護師又は准看護師を除いて3分の2以上の保育士を配置しなければならない。

9 次の各号のいずれかに該当する施設においては、保育士の配置特例の適用を認めないものとする。現に保育士の配置特例の適用を受けている施設が次の各号のいずれかに該当するに至った場合も同様とする。

(1) 過去3年間の指導監査において、市長から勧告や改善命令等を受けた施設

(2) 設置認可を受けてから1年を経過しない施設（分社化や事業譲渡等により、従前の設備及び職員の全てを引き継いだ施設についてはこの限りでない。）

（給食の提供）

第17条 給食の提供は食育の観点から、全ての児童に対して施設内（条例第10条の規定により、調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する場合は自園で調理しているものとみなす。）で調理して提供することとし、そのために必要な設備を有する調理室を設けること。ただし、保育室等と調理室を設置する建物が異なる場合においては、運搬及び配膳に際して衛生的な状態が保たれるように配慮すること。

2 前項の規定に関わらず、条例第16条第1項に規定する方法により食事を提供することもできるが、その場合の搬入施設は第2項各号に規定する施設等とする。

3 第1項の調理室を施設内に設ける場合は屋外に通じる専用の出入口を設けること。ただし、特段の事情がある場合においては、児童が通る経路と調理員の出入り、食材の搬入等の重複経路を最小限にすることにより専用の出入口を設けないことができる。なお、この場合においては、あらかじめ書面に

より、出入口を設置できない理由と衛生管理について書面で協議し承認を得ること。

- 4 小規模保育事業所等の衛生管理については「社会福祉施設における衛生管理について（平成9年3月31日社援施第65号）」別添大量調理施設衛生管理マニュアルに基づくこととし、設置については事前に保健所等と十分協議及び調整をすること。
- 5 小規模保育事業所等における栄養管理については、「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について（平成27年雇児母発0331第1号）」を参考にする事。

（内部規程の整備）

第18条 条例第18条に規定されている内部規程を定めておくこと。また、内部規程には次の各号に定める事項についても記載すること。

- (1) 個人情報保護
- (2) 平等原則
- (3) 連携施設
- (4) 相談・苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (5) 各施設において必要と認める事項

- 2 前項の内部規程のうち、入所している乳児・幼児及び入所しようとしている乳児・幼児並びにその保護者にとって重要なものについては、重要事項として説明し事前に同意を得ること。なお、その内容を変更する場合についても同様とする。

（非常災害対策）

第19条 条例第7条に規定する非常災害対策については、あらかじめ計画を策定し、風水害、地震、火災等のケースに応じた実施計画及び避難計画を定め、保護者に周知するとともに小規模保育事業所等の分かりやすいところに掲示するなど災害時に実際に行動できるようにしておかなければならない。

第3章 審査基準

（社会福祉法人及び学校法人による設置認可申請）

第20条 社会福祉法人及び学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）から設置認可に関する申請があった場合には、次の各号に掲げられた基準により審査する。

- (1) 条例で定める基準に適合していること。
- (2) 法第34条の15第3項第4号に掲げられたいずれにも該当しないこと。
- (3) 認可を受ける小規模保育事業所等の年間運営費見込額の12分の1に相当する額以上の資金を、普通預金、当座預金等の換金しやすい方法によつ

て有していること（資金は借入れによる調達方法でないこと。）。

- (4) 小規模保育事業所等の運営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること（第23条の要件を満たす場合はこの限りではない。）。
- (5) 地域社会に貢献するため、設置準備段階より地域から受け入れられるように十分な計画を立て、また設置後も計画の実行のために積極的に取り組むこと。（社会福祉法人等以外による認可申請）

第21条 社会福祉法人等以外から認可に関する申請があった場合には、次の各号に掲げられた基準により審査する。

- (1) 条例で定める基準に適合していること。
- (2) 法第34条の15第3項各号に掲げられたいずれにも該当しないこと。
- (3) 認可を受ける小規模保育事業所等の年間運営費見込額の12分の1に相当する額以上の資金を、普通預金、当座預金等の換金しやすい方法によって有していること（資金は借入れによる調達方法でないこと。）。
- (4) 保育事業以外の事業も含め直近の3年以上連続して損失を計上していないこと（新設法人においては、設立の基礎となる法人等の事業を新設法人のものとみなす。）。

なお、2期連続で損失を計上しており、当期において利益を確保できる状況に無い場合も同様とみなす。

- (5) 認可を受ける小規模保育事業所等の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいう。以下同じ。）が社会的信望を有すること。
- (6) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

なお、その「知識又は経験を有する」とは次のア、イのいずれにも該当するか、又はウに該当すること。

ア 実務を担当する幹部職員が保育所（保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業等を含む。）において2年以上勤務した経験を有するものであるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

イ 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずるものを含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（小規模保育事業所等の運営に関し、当該小規模保育事業所等の設置主体等の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

ウ 経営担当役員に、保育サービスの利用者（これに準ずるものを含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

(7) 小規模保育事業所等の運営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること（第23条の要件を満たす場合はこの限りではない。）。

(8) 地域社会に貢献するため、設置準備段階より地域から受け入れられるように十分な計画を立て、また設置後も計画の実行のために積極的に取り組むこと。

（社会福祉法人等以外に対する認可の条件）

第22条 社会福祉法人等以外に対して認可を行う場合には、次の各号に掲げる条件を付すこととする。

(1) 条例の規定及びこの要綱に定める基準等を維持するために、設置者及び施設に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。

(2) 川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第71号）第50条により準用された第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、小規模保育事業所等を経営する事業に係る区分を設けること。

(3) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は前号に規定する区分ごとに「家庭的保育事業等の認可等について（平成26年12月12日雇児発1212第6号）」別紙1の借入金明細書及び別紙2の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。

(4) 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、小規模保育事業所等を経営する事業に係る現況報告書を添付して提出すること。

ア 前会計年度末における貸借対照表

イ 前会計年度の収支計算書又は損益計算書

ウ 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、小規模保育事業所等を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資金及び流動負債のみを記載）、別紙1の借入金明細書、別紙2の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

2 前項の設置認可の際に付せられた条件を遵守すること。

第4章 不動産の貸与を受けて小規模保育事業所等を運営する場合
（不動産の貸与を受けて小規模保育事業所等を運営する場合の審査基準）

第23条 設置主体は小規模保育事業所等の運営に直接必要な全ての不動産について所有権を有しているか国又は地方公共団体からの貸与若しくは使用許

可を受けていることが原則であるが、次項から第6項までの要件を満たす場合においては貸与を受けて小規模保育事業所等を運営することができる。なお、その場合においても原則として抵当権等の担保権及び小規模保育事業所等の運営に支障となる権利が存在しないことが望ましい（やむを得ず土地又は建物若しくはその両方に抵当権を設定する場合には、抵当権等が実行されて保育に支障が出ることが決してないように万全の体制をとること。）。

- 2 貸与を受ける土地又は建物については地上権又は賃借権設定し、かつ、これを登記しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、地上権又賃借権の登記を行わないことができる。
 - (1) 土地及び建物の両方の貸与を受ける場合においては賃貸借期間が10年以上であること（やむを得ず賃貸借期間が10年未満である場合は、賃貸人との間で10年以上物件を賃借する旨の合意を交わし、合意書等を市に提出すること。）。
 - (2) 土地の貸与を受ける場合において、貸主が埼玉県住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人、又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合
- 3 賃借料が、地域の水準に照らして適当な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。
- 4 補助金を受けて施設整備を行う場合の貸与を受ける期間は、建物の構造ごとに厚生労働省が定める財産処分制限期間以上の契約期間であるか、財産処分制限期間以上の契約を妨げる契約でないこと。
- 5 社会福祉法人以外が不動産の貸与を受けて小規模保育事業所等を設置する場合においては、安定的に賃借料を支払うことができる財源が確保されていること。また、1年間の賃借料の2分の1に相当する額の資金を、普通預金、当座預金等の換金しやすい方法によって有していること（資金は借入れによる調達方法でないこと。）。なお、地上権又は賃借権の登記、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の運営実績等に応じて、安定的に事業経営が認められる場合には、2分の1を目途とする範囲内において減額することができる。

第5章 事前協議、設置認可等

（事前協議）

第24条 法第34条の15第2項の規定により認可を受けようとするものは、円滑に認可事務を行うためあらかじめ書面にて市長と協議しなければならない

い。

- 2 提出済みの書面に軽微な変更が生じる場合は、あらかじめ市長へ報告し承認を得ること。なお、軽微な変更以外の場合は計画全体を新たな協議として取扱うものとする。

(内容変更の協議)

第25条 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の3第3項又は第4項に規定する内容の変更に係る届け出を行う場合においては、変更の内容が乳児・幼児に影響があることに鑑み、あらかじめ市長と協議しなければならない。

- 2 変更の内容が「保育所等施設一覧表」に記載する内容など重要なものについては、原則として年度途中での変更は認めない。また、変更する前年の7月末までに協議を完了すること。

(廃止または休止の協議)

第26条 廃止又は休止をしようとする者は、保護者及び周辺住民等に対して重大な影響があることから、廃止又は休止をしようとする日から相当期間の余裕をもって市長に協議しなければならない。

(認可申請及び廃止又は休止の申請並びに届出事項の変更の手続)

第27条 認可申請及び廃止又は休止の申請並びに届出事項の変更の届出については、川口市の定める書式にて申請又は届出を行うこと。また、必要に応じて資料等を添付すること。

第6章 その他

(担保の提供等)

第28条 設置主体が小規模保育事業所等の運営に必要な不動産について、これを処分し、取り壊し、貸し付け又は担保に供する場合はあらかじめ市長の承認を得ること。ただし、次の各号のいずれかの場合にはこの限りではない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して担保に供する場合及び独立行政法人福祉医療機構と協調融資を行う民間金融機関に対して担保に供する場合

(2) 社会福祉法人が、当該法人の定款に基づき、小規模保育事業所等の整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を当該法人の所轄庁に届け出た場合（本市が当該法人の所轄庁である場合は、担保に供する旨を書面にて報告すること。）

- 2 前項の担保に供することができる場合は抵当権設定のためであり、次の各号のいずれかの場合に限る。その場合において、借入金の償還計画が設置主体の経営状況や今後の事業収入、法人に対する寄付金収入の見込み等から確実に返済できると認められ、かつ、借入先が公的団体又は確実な民間金融機

関であること。また、評議員会、理事会、取締役会等法人として借入金の目的及び担保提供の必要性について意思決定がされており、その議事録が整備され法人の所轄庁の承認を得ている若しくは得られる見込みがあること。なお、いずれの場合であっても、国又は地方公共団体の補助金を受けて整備した又は整備する予定の建物及び構築物については、担保権等の設定前に、補助金交付要件に基づく財産処分の承認を得ること。

(1) 既に認可を受けた小規模保育事業所等において小規模保育事業所等の整備等に必要の借入であり、担保に供する以外の方法で資金の調達手段がない場合

(2) これから認可を受けようとする小規模保育事業所等について、当該小規模保育事業所等の土地の購入及び施設の建設に係る借入であり、担保に供する以外の方法で資金の調達手段がない場合

(虚偽の申請等)

第29条 事前協議、認可申請その他内容に虚偽があった場合には認可をしないことがある。

(その他)

第30条 認可に関して必要な事項は、この要綱に定めるもののほか必要に応じて市長が別に定める。

2 設置主体等は、市長又は児童福祉に関する事務に従事する職員から小規模保育事業所等の設置運営について質問を受けた場合には、的確に回答しなければならない。なお、必要に応じて証拠書類を提出すること。

3 第1条から前条までの例外規定については、規定の趣旨をふまえて適用するものとする。また、その場合においては、例外規定について最小限の適用とすること。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、適用する。

2 この基準の要綱の施行日の日（以下「施行日」という。）の前日においてすでに認可を受けている場合においては、第4条第1項及び第3項、第7条、第8条第4項、第11条第5号及び第11号、第12条から第15条まで、第17条第1項、第4項及び第5項、第18条から第19条まで、第28条並びに第30条第2項及び第3項に定めるものを除き、当該部分に変更されるまでの基準は従前のとおりとする。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、決裁の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表

児童の区分	保育士等の数
0歳児	3人につき1以上
1歳児	5人につき1以上
2歳児	6人につき1以上
3歳児	17人につき1以上
4、5歳児	27人につき1以上